平成２７年（フ）第４３１１号
大阪府門真市栄町10番15号ビッグバーンズマンション103号
債務者　堀内　広正
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３３３号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番21―308号
債務者　河野　靖子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５１４号
大阪市北区本庄西２丁目５番18号マインハイム301号室
債務者　本庄屋　希
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６８１号
大阪府門真市城垣町10番８号ドリームシャトー203号
債務者　毛利　篤子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６８２号
大阪府門真市城垣町10番８号ドリームシャトー203号
債務者　毛利　佳和
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７８９号
大阪府池田市鉢塚１丁目９番20号
債務者　山本さゆり
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７９１号
大阪府守口市八雲西町４丁目30番15号
債務者　三藤　妙香
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７９８号
大阪市阿倍野区松崎町４丁目３番36号
債務者　中川　調子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９５３号
大阪府高石市東羽衣２丁目11番４号
債務者　土川　芳史
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９６３号
堺市西区鳳北町２丁74番地１　サンバニー鳳201号、住民票上の住所堺市西区鳳中町10丁14番地３　プレセランス101号
債務者　篠澤　綾香（旧姓安松谷）
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
北海道室蘭市高砂町１丁目47番９号　チセイハウスＢ
債務者　澤田志津香
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第３１５号
盛岡市西青山３丁目44番35号　アパートメントハウス一刻館Ｂ101号、旧住所盛岡市西青山２丁目４番８号　ソフィア西青山102号
債務者　庭　　仁
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３１６号
盛岡市西青山３丁目44番35号　アパートメントハウス一刻館Ｂ101号、旧住所盛岡市西青山２丁目４番８号　ソフィア西青山102号
債務者　庭　由美子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３２４号
盛岡市湯沢南１丁目７番16号、旧住所北海道札幌市東区北19条東３丁目５番16号　アーバンポエムミカホＢ201号
債務者　岩澤　祐輔
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３２８号
岩手県滝沢市穴口454番地１
債務者　小笠原憲光
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３２９号
岩手県滝沢市穴口454番地１
債務者　小笠原崇子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２３７号
静岡県富士宮市上条1122番地
債務者　青木小百合（旧姓稲富）
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
静岡地方裁判所富士支部